## 屋外広告物条例の手引き




川崎市では，「良好な景観の形成」，「風致の維持」，「公衆に対する危害の防止」を目的と して，屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例 を制定し，屋外広告物についてのルールを定め ています。

## 「屋外広告物」とは

（1）常時又は一定の期間継続して
（2）屋外で
③公衆に表示されるものであって，
④看板，立看板，はり紙及びはり札並びに広告塔，広告板，建物その他の工作物等に掲出され，又は表示されたもの並びにこれらに類するもの を言います。

## 許可•禁止地域•禁止物件について

（条例第3：4•5条）

川崎市で広告物を表示等する場合には原則として許可を受ける必要があります。禁止地域（川崎市禁止地域概要図参照），禁止物件には原則として広告物の表示はできません。ただし，適用除外の基準に該当する場合，規制の対象から除外されます。

主な適用除外の基準
許可が不要な広告物


総表示面積 $5 \mathrm{~m}^{2}$ 以内


総表示面積 $10 \mathrm{~m}^{2}$ 以内


044－000－$\triangle \Delta \Delta$
特定商品名等広告物


## 1 自己の住所等に表示する自家広告物（規則別表第 1 第 4 項）

（1）禁止地域内では， 1 つの自己の住所等当たり，表示面積の合計が5平方メートル以内のもの
（2）禁止地域外では， 1 つの自己の住所等当たり，表示面積の合計が10平方メートル以内のもの
（3）景観計画特定地区では，1つの自己の住所等当たり，表示面積の合計が 0.5 平方メートル以内のもの
（4）特定商品名等広告物で，自己の氏名等が表示されてい る面と同一の面に表示され，かつ，その表示面積が，自己の氏名等の表示面積の 5 分の 1 以内のもの（ただし，特定製造元名等広告物は，自家広告物の範囲に含めない ものとする。）

## 2 自動販売機に表示する自家広告物（規則別表第1第4項）

（1）自己の氏名等であること。ただし，表示位置は当該自動販売機の前面とし，表示面積は1台当たり0．1平方メー トル以内とすること。
（2）自己の事業等に関するものであること。ただし，その うち特定の商品に関するものは，販売する商品の見本又 はその見本と同一の面1箇所に表示される製造元•販売元の名称若しくは商標とすること。
（3）当該自動販売機の管理上の必要により表示するもので あること。ただし，表示位置は当該自動販売機の前面と し，表示面積は必要最小限とすること。

## 3 電車又は自動車に表示する自家広告物（規則別表第1第8項）

自己の氏名等又は自己の事業若しくは営業の内容に係る広告物表示又は揭出物件の設置であること。許可を受けて禁止地域内に表示等するものは，1 つの自己の住所等当たり，表示面積の合計を30平方メートル以内とすること。

## 禁止物件に表示できる広告物（規則別表第1第12項）

許可を受けて石垣•送電塔•煙突等の禁止物件に表示する広告物等
（1）管理又は安全のために必要な表示であること。


総表示面積 $30 \mathrm{~m}^{2}$ 以内
（2）表示面積は，管理のために必要なものは5平方メートル以内とし，安全のために必要なもの は必要最小限にとどめること。

## その他の適用除外（条例第7条第1項）

（1）法令の規定により，表示するもの
（2）公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
（3）冠婚葬祭又は祭礼等のため，一時的に表示するもの


## 1 地上に建植し，自立して表示する広告物又は掲出物件

（1）工作物を利用する場合，表示面積の合計は1工作物当たり 100平方メートル以内とすること。
（2）地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは，30メート ル以下とすること。ただし，都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては，地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを，

- 第 1 種高度地区内は10メートル以下
- 第 2 種高度地区内は 15 メートル以下
- 第 3 種及び第 4 種高度地区内は $20 \times$ ートル以下とすること。


## 2 建築物を利用する広告物又は掲出物件

（1）建築物の壁面を利用する場合，建築物 の横の端からはみ出して表示し，又は設置するものでないこと。
（2）建築物の壁面を利用する場合，1壁面 における広告物又は掲出物件の表示面積 は，同一壁面を利用する全ての広告物又 は掲出物件（袖看板を除く。）の表示面積を合わせて，当該壁面の面積の5分の 2 以下とすること。

ただし，大規模小売店舗においては当該壁面の面積の5分の1未満かつ100平方 メートル以下とすること。
（3）建築物の壁面を利用する場合，地上から広告物又は揭出物件の上端までの高さは，都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては，地上から広告物又は掲出物件の上端まで の高さを，

- 第 1 種高度地区内は10メートル以下
- 第 2 種高度地区内は 15 メートル以下
- 第 3 種及び第 4 種高度地区内は $20 \times$ ートル以下とすること。
（4）建築物の壁面を利用する場合，広告物又は掲出物件により，建築物からの避難通路をふさが ないこと。

（5）建築物の上部を利用する場合，建築物の横の端の垂直線からはみ出して表示し，又 は設置しないこと。
（6）建築物の上部を利用する場合，建築物の上部から広告物又は掲出物件の上端までの高さは，建築物の高さ（軒高）の 3 分の 2以下とし，その高さは30メートル以下とす ること。

ただし，都市計画法に規定する高度地区 の指定がある地域内においては，地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを，

- 第1種高度地区内は10メートル以下
- 第 2 種高度地区内は15メートル以下
- 第 3 種及び第 4 種高度地区内は 20 メー トル以下とすること。
（7）袖看板の表示面積の合計は，50平方メー トル以内とすること。


## 3 建築物又は工作物を利用して道路の上空に表示する広告物又は設置する掲出物件

（1）自己の住所等にある建築物又は工作物を利するものであること。
（2）広告物又は掲出物件の下端は，歩道上で は路面から2．5メートル以上，車道上では路面から4．5メートル以上とし，道路への路端 からの出幅は，袖看板は1メートル以下（厚さは0．5メートル以下とする。），壁面看板は0．3メートル以下とすること。
（3）表示内容は，自己の氏名等又は自己の事業•営業の内容（自己が販売•提供する，商品・サービスの特定の名称•商標又は， それらの製造元•販売元•提供元の特定の者の名称•商標を含む。）であること。
※景観計画特定地区については，個別の基準が ございますので，路政課又はまちづくり局計画部景観•地区まちづくり支援担当まで御確認く ださい。

## 違反となる広告物の例




街灯


電 柱


送 電 塔


道路標識


並木

屋外広告物許可手数料－許可期間一覧表

| 区分 |  | 単位 | 金額 | 許可期間 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| アーチ | 照明装置の ないもの | 1基 | 4，O00円 | 2 年以内 |
|  | 照明装置の あるもの |  | 6，0 0 0円 |  |
| アドバルーン |  | 1 個 | 1，0 0 0円 | 1月以内 |
| はり紙又はポスター |  | 100枚までごとに | $500 円$ | 1月以内 |
| 立看板等又は広告旗 |  | 1 基 | 100 円 | 1年以内 |
| 自動車等に表示する <br> 広告物又は設置する掲出物件 |  | 1基の表示面積 $1 \mathrm{~m}^{2}$ までごとに | $100 円$ | 1年以内 |
| 電柱その他の柱類に表示する広告物又は設置する掲出物件 |  | 1 枚 | $100 円$ | 1年以内 |
| はり札等 |  | 1 枚の表示面積 $0.5 \mathrm{~m}^{2}$ までごとに | $50 円$ | 1年以内 |
| （1）広告塔又は広告板 <br> （2）建築物その他の工作物等に表示する広告物又は設置する掲出物件 <br> （ただし，前各項に規定するものを除く。） | 照明装置の ないもの | 1 基の表示面積 $5 \mathrm{~m}^{2}$ までごとに | 1，O O O 円 | 2 年以内 |
|  | 照明装置の あるもの |  | 1，600円 |  |
| その他 |  | 前条項に準じて市長が定める |  |  |

第1号様式（表）


備 考
（注意） 1 太線内のみ記入してください。
2 申請者，広告物管理者，工事施行者の欄は，法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名を記入してくださ い。
$3 \square$ のある欄は，該当するものをチェック（『）してください。
4 更新申請の場合は，※印欄の記入は不要です。
5 広告物等の高さの欄は，広告物を掲出する物件の高さ（支持構造物の高さを含む。）を記入してください。
（裏）

第1号様式（裏）
（1）

| 広 告 <br> の種 |  | 規模 $\begin{array}{r} \text { 【縦 }(\mathrm{m}) \times \text { 横 }(\mathrm{m}) \times \text { 面数 } \\ = \\ =\text { 面積 }\left(\mathrm{m}^{2}\right) \text { 】 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 個 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 照明装 } \\ & \text { 置の } \\ & \text { 有•無 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 点滅装 } \\ & \text { 置の } \\ & \text { 有•無 } \end{aligned}$ | 高度地 <br> 区の指 <br> 定別 | $\begin{aligned} & \text { 広告物 } \\ & \text { 等の高 } \\ & \text { さ(m) } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 地上か } \\ & \text { らの高 } \\ & d(\mathrm{~m}) \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 禁止地 } \\ & \text { 域の } \\ & \text { 内•外 } \end{aligned}$ | 表示内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 有•無 | 有•無 |  |  |  | 内－外 |  |
|  |  |  |  | 有•無 | 有•無 |  |  |  | 内－外 |  |
|  |  |  |  | 有•無 | 有•無 |  |  |  | 内－外 |  |
|  |  |  |  | 有－無 | 有•無 |  |  |  | 内•外 |  |
|  |  |  |  | 有－無 | 有•無 |  |  |  | 内•外 |  |
|  |  |  |  | 有•無 | 有•無 |  |  |  | 内－外 |  |
|  |  |  |  | 有•無 | 有•無 |  |  |  | 内 $\cdot$ 外 |  |
|  |  |  |  | 有•無 | 有•無 |  |  |  | 内－外 |  |
|  |  |  |  | 有－無 | 有•無 |  |  |  | 内－外 |  |
|  |  |  |  | 有－無 | 有•無 |  |  |  | 内 $\cdot$ 外 |  |
| 数 |  |  |  | 地域 | 内の | 表示 | 面 積 |  |  | フメートル |
| $※$ <br> 表示又 <br> は設置 <br> の限度 | A <br> B <br> C | 建築物の高さ <br> 広告物等の高さの限度（ A <br> 表示又は設置の限度（A | $\times 2$ | (3) <br> B ） |  |  |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { メートル } \\ & \text { メートル } \\ & \text { メートル } \end{aligned}$ |

$※$

一壁面
におけ
る総表
示面積
の限度
A 壁面面積 $\qquad$平方メートル
$\mathrm{B} \quad$ 総表示面積の限度 $(\mathrm{A} \times 2 / 5)$ $\qquad$平方メートル

C 既設広告物の表示面積 $\qquad$平方メートル

D 今回表示可能面積（ $\mathrm{B} \quad-\quad \mathrm{C})$ $\qquad$平方メートル

| $\square$ | 案内図•見取図 |
| :--- | :--- |
| $\square$ | 委任状 |構造図•立面図•平面図

$\square$ 広告面模写図•意匠図
$\square$ その他

## 屋外広告業制度

屋外広告業とは，広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い，屋外で公衆に表示すること を業として行う営業をいいます。

川崎市内で広告物の設置に関する工事を請け負おうとする方は，川崎市長へ登録又は特例届出
（※）が必要となります。屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は，登録又は特例届出を行ってい るか御確認ください。

なお，登録又は特例届出を行っている業者は，川崎市建設緑政局道路管理部路政課のホームページ で御確認できます。

《URL》http：／／www．city．kawasaki．jp／kurashi／category／28－6－6－3－7－8－0－0－0－0．html
※神奈川県知事へ屋外広告業の登録を行い，川崎市長へ所要の届出を行えば，川崎市長へ登録を行ったものとみなされる制度をいいます。

## 問合せ先



